

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、「再々審申立書」と題する労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を当審査会に提出し、再審査請求に及んだ。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第39条の規定により、政令で定めるところにより、文書でしなければならないこととされ、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号。以下「労審法施行令」という。）第24条の規定により、再審査請求の趣旨等所定の事項を再審査請求書に記載しなければならないこととされている。

しかしながら、上記の再審査請求書には、再審査請求の趣旨として原処分についての明確な記載がなく、当審査会にいかなる原処分の取消しを求めているのか不明である。このように、請求人の再審査請求は、労審法第39条及び労審法施行令第24条所定の要件を欠いたものであり、不適法なものといわざるを得ないものである。

- 3 また、労審法第50条において準用する同法第11条第1項の規定によれば、再審査請求が不適法であっても、その欠陥が補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて補正すべきことを命じなければならないとされている。

本件についてこれをみると、上記の再審査請求書には、「平成〇年にした審査請求について」との記載があり、趣旨として、「1、申立人に労基から出ている証拠を提示せよ。2、平成〇年〇月頃にしたケガにつき症状固定申立はしていないから症状固定を取消せ。3、A病院が認定した労災認定についての精神的ダメージについて追認せよ。」との記載がある。請求人の当初の住所がBであったこと、A病院との記載があることから、当審査会が労働局に確認したところ、該当する審査官決

定事案はない旨の回答を得た。したがって、請求人が当審査会にした本件再審査請求は、審理の対象となる原処分の特定をすることができない。

- 4 以上のおりであるから、本件再審査請求は、再審査請求の対象を特定しない不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下すべきものである。

よって主文のおり裁決する。